

## 香川県条例第12号

### 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(級別定数及び初任給、昇格、昇給の基準)	(級別定数及び初任給、昇格、昇給の基準)
第4条 略 2～5 略	第4条 略 2～5 略
6 職員（前条の規定の適用を受ける職員を除く。）の昇給は、人事委員会規則で定める日に、 <u>同日前において人事委員会規則で定める日以前</u> 1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。 <u>この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が地方公務員法第29条第1項又は第2項の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。</u>	6 職員（前条の規定の適用を受ける職員を除く。）の昇給は、人事委員会規則で定める日に、 <u>同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。</u>
7 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、 <u>同項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号給数を4号給（人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、3号給）とすることを標準として人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。</u>	7 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、 <u>同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給（人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、3号給）とすることを標準として人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。</u>
8～12 略	8～12 略
(初任給調整手当)	(初任給調整手当)
第7条の3 略	第7条の3 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあっては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあっては採用の日から10年以内、第4号に掲げる職に係るものにあっては採用の日から5年以内の期間、採用の日（第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあっては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

(1) 医療職給料表(一)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額  
410,900円

(2)~(4) 略

2・3 略

(地域手当)

第9条の2 略

2 香川県高松市の地域に在勤する職員の地域手当の月額は、給料、給料の特別調整額及び扶養手当の月額の合計額に100分の3を乗じて得た額とする。

3・4 略

(勤勉手当)

第14条の8 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の勤務成績の評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、支給日に支給する。基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2～5 略

(1) 医療職給料表(一)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額  
306,900円

(2)~(4) 略

2・3 略

(地域手当)

第9条の2 略

2 香川県高松市の地域に在勤する職員の地域手当の月額は、給料、給料の特別調整額及び扶養手当の月額の合計額に100分の1.5を乗じて得た額とする。

3・4 略

(勤勉手当)

第14条の8 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、支給日に支給する。基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2～5 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第4条第6項及び第7項並びに第14条の8第1項の改正規定並びに次項の規定は、規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 前項ただし書の規則で定める日後1年間において行われる改正後の第4条第6項の規定による昇給については、同項中「日以前1年間」とあるのは「期間」と、「同日の」とあるのは「当該期間の末日の」とする。

3 平成21年度及び平成22年度における改正後の第9条の2第2項の規定の適用については、同項中「100分の3」とあるのは、平成21年度にあっては「100分の2.1」と、平成22年度にあっては「100分の2.5」とする。

(知事等の給与等の特例に関する条例の一部改正)

4 知事等の給与等の特例に関する条例（平成20年香川県条例第11号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

(地域手当の特例)

第4条 略

2 職員給与条例第9条の2第3項に規定する地域に在勤する職員の受ける地域手当の額は、平成20年度から平成22年度までの間においては、同項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額から当該職員の給料、給料の特別調整額及び扶養手当の月額の合計額に職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成21年香川県条例第12号）附則第3項の規定により読み替えられた同条第2項に規定する割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。

(地域手当の特例)

第4条 略

2 職員給与条例第9条の2第3項に規定する地域に在勤する職員の受ける地域手当の額は、平成20年度から平成22年度までの間においては、同項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額から当該職員の給料、給料の特別調整額及び扶養手当の月額の合計額に同条第2項に規定する割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。